

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について

(国民健康保険税条例附則第10項、第11項)

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第9条、第13条、第17条関係)

1 内容

日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間租税取決めが締結されたことを受け、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うもの

(1) 個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める。

(2) 上記の改正に伴う項ずれの整備

2 施行日 平成29年1月1日

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について

(国民健康保険税条例附則第13項関係)

1 内容

法令では、国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、並に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、規定の整備をするもの

2 施行日 平成29年1月1日